

# 第 106 期 中間決算公告

平成19年12月21日

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

株式会社 大光銀行

取締役頭取 中島 富雄

## 第 106 期中（平成 19 年 9 月 30 日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	37,472	預 金	1,156,569
コ ー ル ロ ー ン	5,000	コ ー ル マ ネ ー	1,269
買 入 金 銭 債 権	151	借 用 金	2,000
商 品 有 価 証 券	15	外 国 為 替	0
金 銭 の 信 託	3,000	そ の 他 負 債	5,786
有 価 証 券	367,631	賞 与 引 当 金	859
貸 出 金	809,277	役 員 賞 与 引 当 金	15
外 国 為 替	2,608	退 職 給 付 引 当 金	5,564
そ の 他 資 産	5,450	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	163
有 形 固 定 資 産	14,128	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	216
無 形 固 定 資 産	1,551	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,491
繰 延 税 金 資 産	1,363	支 払 承 諾	4,179
支 払 承 諾 見 返	4,179	負 債 の 部 合 計	1,179,115
貸 倒 引 当 金	11,011	（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	8,208
		資 本 準 備 金	8,208
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	35,021
		利 益 準 備 金	1,791
		そ の 他 利 益 剰 余 金	33,230
		別 途 積 立 金	21,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	12,230
		自 己 株 式	115
		株 主 資 本 合 計	53,114
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,315
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,273
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,589
		純 資 産 の 部 合 計	61,704
資 産 の 部 合 計	1,240,820	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,240,820

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |    |        |
|----|--------|
| 建物 | 8年～50年 |
| 動産 | 3年～20年 |
- なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。
- また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,388百万円であります。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
11. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- |          |  |
|----------|--|
| 過去勤務債務   | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理。                 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理。 |
- なお、会計基準変更時差異(3,251百万円)については、8年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
13. 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。
- これにより、従来の方法に比べ、営業経費は20百万円減少、特別損失は183百万円増加し、経常利益は20百万円増加、税引前中間純利益は163百万円減少しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。
- 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用しております。
- これにより当中間期の発生額をその他経常費用に51百万円、当中間期の期首に計上すべき過年度相当額164百万円については特別損失に計上しております。この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は51百万円減少し、税引前中間純利益は216百万円減少しております。
15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。
17. 関係会社の株式総額 62百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 8,586百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,240百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,826百万円、延滞債権額は25,034百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利

## 株式会社 大光銀行

息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は320百万円であります。  
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,739百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,920百万円であります。  
 なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は25,324百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産 有価証券 - 百万円  
 担保資産に対応する債務 コールマネー（円貨） - 百万円  
 上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券59,855百万円及び預け金5百万円を差し入れております。  
 また、その他資産のうち保証金は179百万円であります。
26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
 同法第3条第3項に定める再評価の方法  
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。
27. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金2,000百万円であります。
28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は7,760百万円であります。
29. 1株当たりの純資産額619円11銭
30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下31.についても同様であります。

### 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	399	399	0
その他	23,948	23,520	428
合計	24,347	23,919	427

### その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	5,156	9,522	4,365
債券	283,295	282,568	726
国債	202,817	202,179	637
地方債	35,593	35,632	38
社債	44,884	44,756	127
その他	36,157	42,805	6,647
合計	324,609	334,896	10,286

なお、上記の評価差額から繰延税金負債3,971百万円を差し引いた額6,315百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について288百万円、時価のない株式について19百万円の減損処理を行っております。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについては、著しく下落したものとして減損処理を行っております。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
私募事業債	7,778
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	36
関連法人等株式	26
その他有価証券	
非上場株式	630
出資証券（投資事業組合）	68

32. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	3,000	-

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は59,727百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが44,908百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,581 百万円
退職給付引当金	2,248
有価証券減損	660
減価償却	146
固定資産減損損失	220
賞与引当金	347
その他	403
繰延税金資産小計	8,608
評価性引当金	3,273
繰延税金資産合計	5,335
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	3,971
繰延税金負債合計	3,971
繰延税金資産の純額	1,363 百万円

35. 自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出してあります。当中間会計期間末の自己資本比率(国内基準)は10.07%であります。

第106期中 平成19年 4月 1日から  
平成19年 9月 30日まで

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	13,385
資 金 運 用 収 益	11,762
（うち貸出金利息）	（9,513）
（うち有価証券利息配当金）	（2,060）
役 務 取 引 等 収 益	1,269
そ の 他 業 務 収 益	73
そ の 他 経 常 収 益	279
経 常 費 用	10,493
資 金 調 達 費 用	1,481
（うち預金利息）	（1,421）
役 務 取 引 等 費 用	850
そ の 他 業 務 費 用	94
営 業 経 費	7,326
そ の 他 経 常 費 用	739
経 常 利 益	2,892
特 別 利 益	1,037
特 別 損 失	437
税 引 前 中 間 純 利 益	3,493
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	421
法 人 税 等 調 整 額	1,764
中 間 純 利 益	1,307

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり中間純利益金額13円11銭  
3. その他経常費用には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額51百万円、貸出金償却273百万円、債権売却損29百万円、株式等償却308百万円を含んでおります。  
4. 特別利益は、償却債権取立益489百万円、貸倒引当金戻入益548百万円であります。  
5. 特別損失には、過年度相当額の役員退職慰労引当金繰入額183百万円、過年度相当額の睡眠預金払戻損失引当金繰入額164百万円を含んでおります。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等        2社  
株式会社 大光ビジネスサービス  
たいこうカード 株式会社  
非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。  
持分法適用の関連法人等        2社  
大光リース 株式会社  
株式会社 東北バンキングシステムズ  
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日はすべて9月末日であります。

以 上

# 第 106 期 中間決算公告

平成19年12月21日

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

株式会社 大光銀行  
取締役頭取 中島 富雄

## 第 106 期中（平成 19 年 9 月 30 日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	37,472	預 金	1,156,536
コ－ルローン及び買入手形	5,000	コ－ルマネー及び売渡手形	1,269
買 入 金 銭 債 権	151	借 用 金	2,000
商 品 有 価 証 券	15	外 国 為 替	0
金 銭 の 信 託	3,000	そ の 他 負 債	6,214
有 価 証 券	367,731	賞 与 引 当 金	865
貸 出 金	809,325	役 員 賞 与 引 当 金	15
外 国 為 替	2,608	退 職 給 付 引 当 金	5,577
そ の 他 資 産	6,352	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	163
有 形 固 定 資 産	14,130	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	216
無 形 固 定 資 産	1,553	利 息 返 還 損 失 引 当 金	27
繰 延 税 金 資 産	1,494	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,491
支 払 承 諾 見 返	4,179	支 払 承 諾	4,179
貸 倒 引 当 金	11,362	負 債 の 部 合 計	1,179,556
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	8,208
		利 益 剰 余 金	35,180
		自 己 株 式	115
		株 主 資 本 合 計	53,273
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,315
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,273
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,589
		少 数 株 主 持 分	232
		純 資 産 の 部 合 計	62,096
資 産 の 部 合 計	1,241,652	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,241,652

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |    |        |
|----|--------|
| 建物 | 8年～50年 |
| 動産 | 3年～20年 |
- 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- なお、平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。
- また、当中間連結会計期間より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、これによる経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。
8. 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 3,388 百万円であります。
- 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
11. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- |          |   |
|----------|---|
| 過去勤務債務   | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8 年）による定額法により損益処理                             |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 |
- なお、会計基準変更時差異（3,251 百万円）については、8 年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に 12 分の 6 を乗じた額を計上しております。
13. 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日）（以下、「監査・保証実務委員会報告第 42 号」という。）が平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。
- これにより、従来の方法に比べ、営業経費は 20 百万円減少、特別損失は 183 百万円増加し、経常利益は 20 百万円増加、税金等調整前中間純利益は 163 百万円減少しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。
- 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日）が平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。
- これにより当中間連結会計期間の発生額をその他経常費用に 51 百万円、当中間連結会計期間の期首に計上すべき過年度相当額 164 百万円については特別損失に計上しております。この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は 51 百万円減少し、税金等調整前中間純利益は 216 百万円それぞれ減少しております。
15. 連結される子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
16. 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

# 株式会社 大光銀行

17. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
18. 関係会社の株式総額（子会社の株式を除く）155 百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 8,591 百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,240 百万円
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,872 百万円、延滞債権額は 25,076 百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 322 百万円であります。  
 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,742 百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 31,013 百万円であります。  
 なお、21. から 24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 25,324 百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産 有価証券 - 百万円  
 担保資産に対応する債務 コールマネー（円貨） - 百万円  
 上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券 59,855 百万円及び預け金 5 百万円を差し入れております。  
 また、その他資産のうち保証金は 186 百万円であります。
27. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日  
 同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法  
 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方法によっております。
28. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金 2,000 百万円であります。
29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 7,760 百万円であります。
30. 1 株当たりの純資産額 620 円 70 銭
31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 32. についても同様であります。

## 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	399	399	0
その他	23,948	23,520	428
合計	24,347	23,919	427

## その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	5,156	9,522	4,365
債券	283,295	282,568	726
国債	202,817	202,179	637
地方債	35,593	35,632	38
社債	44,884	44,756	127
その他	36,157	42,805	6,647
合計	324,609	334,896	10,286

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 3,971 百万円を差し引いた額 6,315 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について 288 百万円、時価のない株式について 19 百万円の減損処理を行っております。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の 30% 以上下落したものについては、著しく下落したものとして減損処理を行っております。

## 株式会社 大光銀行

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券 私募事業債	7,778
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式	- 155
その他有価証券 非上場株式 出資証券（投資事業組合）	636 68

33. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	3,000	3,000	-

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は71,288百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが44,908百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが11,561百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき算出しております。当中間連結会計期間末の自己資本比率（国内基準）は10.07%であります。

第 106 期中 (平成 19 年 4 月 1 日から  
平成 19 年 9 月 30 日まで) 中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	13,571
資 金 運 用 収 益	11,842
(うち 貸 出 金 利 息)	(9,594)
(うち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(2,057)
役 務 取 引 等 収 益	1,332
そ の 他 業 務 収 益	111
そ の 他 経 常 収 益	286
経 常 費 用	10,605
資 金 調 達 費 用	1,482
(うち 預 金 利 息)	(1,421)
役 務 取 引 等 費 用	870
そ の 他 業 務 費 用	104
営 業 経 費	7,373
そ の 他 経 常 費 用	774
経 常 利 益	2,966
特 別 利 益	1,030
特 別 損 失	437
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	3,559
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	448
法 人 税 等 調 整 額	1,763
少 数 株 主 利 益	24
中 間 純 利 益	1,323

(注)1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 13円27銭

3. その他経常費用には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額 51 百万円、貸出金償却 299 百万円、債権売却損 29 百万円、株式等償却 308 百万円を含んでおります。

4. 特別利益は、償却債権取立益 489 百万円、貸倒引当金戻入益 540 百万円であります。

5. 特別損失には、過年度相当額の睡眠預金払戻損失引当金繰入額 164 百万円、過年度相当額の役員退職慰労引当金繰入額 183 百万円を含んでおります。